

令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第11回定例会総会会議録

令和3年11月10日（水）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番 兼岡 正英	10番 兼平 昭光
2番 神 文人	11番 對馬 孝
3番 三上 三樹	13番 工藤 清
5番 木村 暢子	
6番 木村 賢一	
7番 工藤 修二	
8番 工藤 文信	
9番 井上 豊久	

◎欠席委員 2名

4番 佐藤 松子	12番 木村 重美
----------	-----------

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第11回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の三上三樹委員、8番の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>事務局</p> <p>報告第1号 令和3年10月25日 耕作放棄地の非農地認定に係る調査会 場 所：建石町字大平地内 出席者：三上三樹委員、工藤文信委員、事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第2号 令和3年10月25日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字三ツ沢地内 外 出席者：三上三樹委員、工藤文信委員、事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第3号 令和3年10月25日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字下富田地内 出席者：三上三樹委員、工藤文信委員、事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>それでは、諸般報告第1号の詳細について説明申し上げます。 2頁の方に一覧の対象リストが御座います。今回、一人の方の2筆分です。 3頁の方に写真と確認結果が御座います。番号5番、住所が建石町字大平4番地1外1筆の合計面積が10,710㎡になっております。 台帳地目及び所有者に関しては記載のとおりで御座います。 写真のとおり現状が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから「非農地」と判断致しました。 この非農地につきましては、今後土地の所有者に非農地の通知書が送られます。 農業委員会の農地台帳からも除外されます。 農地の所有者は、法務局に非農地通知者を持って登記をすれば、地目の変更が可能になります。 以上です。</p> <p>議長</p> <p>諸般の報告ありがとうございました。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p>

議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第36号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第37号 鱒ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規定の一部改正(案)の承認について

以上4議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号の詳細について説明申し上げます。
5頁をご覧ください。

番号32

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生67番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 196㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 418㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号33

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生68番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 842㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号34

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山64番地37

地目 登記簿 田

現況 田

面積 694㎡

外 田6筆 畑5筆 合計12筆

合計面積 (田11, 307㎡)(畑9, 550㎡) 20, 857㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料7頁をご覧ください。

事務局	<p>第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。</p> <p>番号32番、33番は現在水稻を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p> <p>番号34番は現在水稻、大豆を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p> <p>番号32番から番号34番の所有権移転につきましては10月25日、農業委員の三上三樹委員、工藤文信委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。</p> <p>議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。</p>
事務局	<p>続きまして議案第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。</p> <p>番号7 農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字下富田51番地3 地目 登記簿 田 現況 畑 面積 382㎡ 売買による所有権移転 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 転用理由は、一般個人住宅の建設です。 申請地は、9頁に地図を添付しております。</p>

議長	<p>ただいま事務局から議案第35号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった三上三樹委員より調査結果をお願いします。</p>
三上三樹 農業委員	<p>令和3年10月25日、工藤文信委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。</p> <p>議案第35号7番をご覧ください。</p> <p>申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。</p> <p>申請地は舞戸町字下富田51番地3、面積は、382平方メートル、登記地目は田、現況は畑となっております。</p> <p>一般基準からみた判断を申し上げます。</p> <p>現地調査をしたところ、申請地は資料9ページの図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。</p> <p>また、面積的にも適当と思われ資金関係については、金融機関からの融資を受けることとなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。</p> <p>以上、現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第35号について審議に入ります。</p> <p>議案第35号について異議、ご質問を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第35号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第35号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>続きまして議案第36号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、番号173番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。</p>
議場	<p>(木村賢一委員が退席する)</p>

議長 それでは、番号173番について事務局に説明を求めます。

事務局 では、番号173番について説明いたします。

番号173

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字兼草154番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,102㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 3,431㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 10a当り10,000円で契約しております。

議長 ただいま、番号173番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 ないようなので、採決致します。
番号173番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、番号173番について原案どおり承認することに決定いたします。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場 (木村賢一委員が着席する)

議長 続いて、ただいま承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	5件	34,097 m ²
新規	24件	161,409 m ²
計	29件	195,506 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	50筆	106,966 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	45筆	88,540 m ²
計	95筆	195,506 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	27名
借手農家	13名

地目別面積

田	184,768 m ²
畑	0 m ²
樹園地	10,738 m ²
計	195,506 m ²

3. 総地目別面積

田	184,768 m ²
畑	0 m ²
樹園地	10,738 m ²
計	195,506 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	1名
受け手農家	1名

地目別面積

田	0 m ²
畑	21,410 m ²
樹園地	0 m ²
計	21,410 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号149

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪123番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,736㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号150

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永237番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,020㎡

外田8筆 合計9筆

合計面積 12,326㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号151

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字中川原66番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,437㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 8,733㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り6,000円で契約しております。

番号152

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永210番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,176㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 7,359㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 153

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪 58 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,254 m²

外田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 5,417 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 154

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪 145 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 843 m²

外田 9 筆 合計 10 筆

合計面積 13,990 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10 a 当り 1 俵で契約しております。

番号 155

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪 119 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 561 m²

外田 8 筆 合計 9 筆

合計面積 13,756 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 156

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字川原地 109 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,330 m²

外田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 9,226 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 157
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸120番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3,742m²

新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 158
農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字野脇源六沢70番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1,625m²
外 田 3 筆 合計 4 筆
合計面積 9,771m²

新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 159
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸122番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,147m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 160
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸109番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3,633m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号161

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永227番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,885㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 8,195㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号162

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永217番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,300㎡

外田8筆 合計9筆

合計面積 9,966㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号163

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永327番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,095㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号164

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字川面54番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,653㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 5,518㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号165

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪52番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,525㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 4,868㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号166

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永311番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,596㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号167

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字山口42番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,308㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 4,207㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り6,000円で契約しております。

番号168

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津168番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,728㎡

外田4筆 合計5筆

合計面積 11,965㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号169

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字家岸113番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 84㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

使用貸借で契約しております。

番号170

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中清水崎47番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,616㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号171

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎52番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,191㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号172

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎305番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7,860㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 10,982㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号174

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田226番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 816㎡
外 田3筆 合計4筆
合計面積 5,716㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号175
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲67番地
地 目 登記簿 畑
現 況 樹園地
面積 2,104㎡
外 畑3筆 合計4筆
合計面積 10,738㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 樹園地
期 間 5年
賃借料 10a当り50,000円で契約しております。

番号176
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏249番地3
地 目 登記簿 田
現 況 田
面積 2,729㎡
外 田1筆 合計2筆
合計面積 6,339㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号177
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏248番地1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面積 1,086
外 田2筆 合計3筆
合計面積 5,163㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号178
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口208番地1

地目 登記簿 牧場
現況 畑
面積 4,732㎡
外畑2筆 合計3筆
合計面積 21,410㎡
新規設定
利用目的 畑
期間 10年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
農地中間管理事業
賃借料 全部で64,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第36について審議に入ります。
この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

6番
木村賢一委員

今回、新規での契約が多いのですが、何か理由があるのか

事務局

今回、新規の契約が多いのは赤石地区で大規模で借りていた方が亡くなったため、契約を解除して新規で契約を結んだ方が多くいたということと、大規模で借りていた方が、米価の関係で規模を縮小したため新規での契約が増えた理由です。

議長

その他、ありませんか

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第36号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第36号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

議長	<p>続きまして議案第37号、鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の一部改正（案）の承認について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第37号、鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の一部改正（案）の説明を致します。</p> <p>26頁をお開きください。</p> <p>今回の改正理由は、農地利用最適化推進委員の選考につきましては、農業委員会の中から選考委員会を組織して決定するということではありますが、多様な意見を集約するために選考委員の基準について改正するというものであります。</p> <p>その一部改正の新旧対照表（案）が27頁にあります。</p> <p>別に渡してある資料が改正後の鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程（案）であります。</p> <p>改正前の選考委員は、農業委員会会長、職務代理者、農業委員4名（中立委員1名を含むものとする）となっております。</p> <p>前回の例ですと、会長、職代、農業委員の3名が、赤石、中村、鳴沢の各方面から1名と中立委員1名となっていたのですが、今年度3月くらいに選考委員があるのですが中立委員の兼岡委員が職代なので、農業委員4名に中立委員を含めないとすると規定違反になるので、改正案といたしまして改正後の（3）に書いてあるとおり（中立委員又は女性委員1名を含むものとする）ということで改正案として呈上しております。</p>
議長	<p>それでは議案第36について審議に入ります。</p> <p>この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第36号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号、鰯ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の一部改正（案）の承認については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。</p>
<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これもちまして令和3年第11回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>	

事務局

8. その他

- ・ 次回の総会は12月10日（金）午前10時に開催予定。

議長

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

(午前10時50分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 三 上 三 樹

” 工 藤 文 信